

## 平成29年度 臨時職員募集

### 月額雇用

- 雇用期間／4月1日～9月30日(6カ月の更新あり)
- 募集職種／一般事務員、作業員(道路・公園管理)、看護師(水口子育て支援センター、市立保育園)、保育士・幼稚園教諭(市立幼稚園・保育園、水口子育て支援センター)、保健師、児童早期療育支援指導員、用務員(市立保育園、市内小中学校)、図書館司書、体育館管理人、子育て支援センター指導員、医療関係(ヘルパー、事務職員等)等
- 申込受付期間  
1月10日(火)～23日(月)の執務時間中  
※募集の一覧表を10日以降に市のホームページに掲載
- 面接日  
1月下旬～2月上旬(面接日時は、受付時に指定)

### パート雇用

職種	パート調理員・パート配送員・パート用務員・パート保育支援員	保育園パート保育士・幼稚園パート教諭・一時預かり保育士
資格	配送員:普通自動車運転免許(MT車の運転が可能な方) 調理員・用務員・保育支援員:不問	平成29年4月1日現在で保育士資格または幼稚園教諭免許を有する者
年齢	不問	
雇用期間	4月1日～9月30日(6カ月の更新あり)	
勤務地	市立幼稚園・保育園	市立幼稚園・保育園 水口子育て支援センター
勤務時間	8時30分から 16時30分までの数時間	7時30分から 19時までの数時間
雇用賃金	時給840円または880円	時給990円または1,040円
募集人員	各園数人程度	
申込受付期間	1月10日(火)～23日(月)の執務時間中	1月5日(木)～18日(水)の執務時間中
面接日	2月上旬(面接日時は、受付時に指定)	1月下旬～2月上旬(詳細は、受付時に説明)

### 問い合わせ

甲賀公共職業安定所 ☎62-0651/☎63-1825  
月額雇用:職員課人事係 ☎65-0669/☎63-4561  
パート雇用:子ども未来課 ☎86-8179/☎86-8380

社会福祉課 ☎62-0661/☎62-0661-4/☎63-40815

**申請はお済みですか。1月31日まで**  
～臨時福祉給付金/障害・遺族年金受給者向け給付金～

■臨時福祉給付金  
●支給額/支給対象者1人につき 3,000円  
(一回限りの支給)

■障害・遺族年金受給者向け給付金  
●支給額/支給対象者1人につき 30,000円  
(一回限りの支給)

●申請・受付場所/郵送または各地域市民センター、市民窓口センター、社会福祉課

●申請締切/1月31日(火)  
\*申請書は受付開始時期(9月中旬)に支給対象となる可能性のある世帯へ市から送付しています。詳しくは左記までお問い合わせください。

## 「不育症」治療費の一部を助成

医療保険適用外の不育症の治療及び治療に係る検査費用の2分の1以内で、1年度につき上限30万円まで助成します。

**対象者**  
医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められた方で次のすべてに該当する方

- 法律上の婚姻をされている夫婦
- 夫婦のいずれか一方または両方が助成申請日の1年前から甲賀市に継続して住民登録があり、治療期間、助成申請時においても甲賀市に住民登録をされている方

**対象となる不育症治療等**  
医療保険適用外の不育症の治療及び治療に係る検査費用  
※申請書や申請時に必要な書類等  
詳しくはお問い合わせください。

健康推進課 母子保健係 ☎5-07336/☎63-4591

## 次世代の子どもたちのために 相続登記のお願い 県下各地で無料相談会を開催中!

お問合せは☎077(527)5545まで  
(大津会場、草津会場)

滋賀県司法書士会

## 消防団活動ピックアップ情報 水口方面隊

12月3日、4日に行われた「JAこうか大農業祭」に甲賀市消防団として参加し、私たち水口方面隊は、消防ポンプ自動車の展示を担当しました。

普段、間近で見ることのできない車両に、来場者の皆さんは興味津々で、特に小さいお子さんには、大変喜んでいただけたと思います。

このように、消防団では、消火活動や防火啓発活動だけでなく、地域の皆さんとふれあうイベント等にも参加しています。

皆さん、私たちと一緒に消防団活動をしてみませんか。交流が深まるだけでなく、新しい発見があるかもしれませんよ。

あなたも防火・防災への知識や技術を身に付け、地域の安心・安全を守るため、消防団に入団しませんか。興味を持たれた方や、入団を希望される方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ  
危機管理課 防災危機管理係 ☎65-0665/☎63-4619



▲火災防御訓練での放水



▲防火服を着て消防団員になりきる子ども

## 口座振替で国民年金保険料が割引に

国民年金保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。また、まとめて前払い(前納)すると保険料の割引が受けられます。また、口座振替の申し込みは、金融機関または草津年金事務所の窓口で手続きをお願いします。

### 手続きに必要なもの

- 納付書または年金手帳
- 預金通帳
- 金融機関の届出印
- 口座振替申出書(※)

(※)金融機関・年金事務所のほか保険年金課、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター窓口にあります。

振替方法	口座振替で納めた場合	割引額
毎月納付(翌月振替)	16,260円	—
毎月納付(当月振替)	16,210円	50円
6カ月前納	96,450円	1,110円
1年前納	191,030円	4,090円
2年前納	377,310円	15,690円

参考)平成28年度の場合  
※平成29年度の保険料は平成29年2月下旬に告示される予定です。  
◆すでに口座振替で前納されている方は、再度の申し込みは必要ありません。ただし、振替方法を変更される場合は、再度申し込みが必要です。

### 20歳がスタート 国民年金

20歳を迎えられた皆さん、ご成人おめでとうございます。国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方に加入が義務付けられています。自分自身の将来のため、国民年金保険料は納め忘れないようきちんと納付しましょう。

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度に該当する場合もありますので、ご相談ください。

◆20歳の誕生月の前月に「国民年金被保険者資格取得届」が送付されます。必要事項を記入の上、保険年金課または旧支所の地域市民センターまで提出ください。

草津年金事務所 国民年金課 ☎0775672220  
保険年金課 国保年金係 ☎650688/☎634618